参考様式第5－1号

掛　農　林　第　235　号
令　和　8　年　7　月　16　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

掛川市長　久保田　崇

市町村名 （市町村コード）	掛川市 （　22213　）
地域名 （地域内農業集落名）	千浜地区 （　坂里、北部、東部、西部、国安、国包、菊浜　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和　8　年　7　月　15　日 （第　5　回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

本地区は、北部は掛川市屈指の水田地帯である。南部は太平洋に面し、一級河川菊川河口より広がる畑地帯で、露地野菜や、イチゴ、温室メロンの生産地である。
大井川用水関連事業によりかんがい排水施設が敷設され、利用率も高い。耕作者の高齢化による担い手不足が見受けられるが、施設園芸はがんばる新農業人事業による市外からの転入耕作者もいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:82人(うち法人6経営体)
主な作物:水稲、野菜、イチゴ、トマト、メロン、甘藷、花卉

（2）　地域における農業の将来の在り方

水稲等の土地利用型作物の複合作物として、キャベツ等を導入している。
また、収益性の高いイチゴや温室メロンなどの施設園芸作物やネギ等の露地野菜の生産に取り組む。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	262　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	262　ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ー　ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業に伴い、農地中間管理機構を活用して担い手への水田の集積・集約化が進んでおり、未実施地区でも同様に集積・集約化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
水田では暗渠排水工や大区画化等の基盤整備が実施されている。農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため未整備の用排水路等の設置を検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②地域の特産物である水稲、野菜の有機農業の推進に取り組む。
⑧台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靭化や無停電電源装置の設置などに取り組む。